

## つくば市議会議員の端末の使用に関する基準の概要

### 1 策定理由

「つくば市議会タブレット端末等の利用基準」について、議場及び委員会室での議員パソコンの使用が可能となったことを受け、現状に合わせ必要事項を見直す。

### 2 改正内容

「つくば市議会タブレット端末等の利用基準」を「つくば市議会議員の端末の使用に関する基準」に改め、議員への貸与端末（タブレット）及び議員の私物端末について使用に関する基準を定める。

貸与端末については、既存の基準に加え、返却時のデータ消去の対応、市が提供する無線 LAN 以外への接続を禁止することなどを新たに加える。

私物端末については、議場及び委員会室での議員パソコンの使用が可能となったことに伴い、市役所で接続できる議員用無線 LAN や私物端末の遵守事項を新設する。

貸与端末と私物端末に共通する「端末の使用及び情報セキュリティ対策」については、端末の基本ソフトウェア等を最新の状態に維持することなどを新設する。

### 3 施行日 議会運営委員会決定日